

## 相模原市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(居宅生活動作補助用具及び点字図書を除く。以下「用具」という。)の給付をすることにより、障害児者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱により用具の給付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者(市外の施設等に住所を有するが、本市から用具の給付を受けることに相当な理由を有する者を含む。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、本市以外の市町村から用具の給付を受けることに相当な理由を有する者、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により用具の給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者及び用具の給付を行う当該年度の市町村民税所得割額(4月から6月の給付については、前年度)が460,000円以上の者がいる世帯(対象者が18歳以上のものである場合の世帯の範囲は、対象者及び配偶者とする。以下世帯の取扱いは同様とする。)の者を除くものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)又は相模原市療育手帳制度実施要綱(平成22年4月1日施行)に基づき療育手帳の交付を受けている者
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定により設置された児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定により設置された知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生

労働大臣が定める程度である者(前4号に該当する者のうち給付を受けようとする用具と同一種目の用具の給付の対象となるものは除く。)

(6) 法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、児童福祉法の施行に関する規則(平成15年相模原市規則第22号)に基づき小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた者(第1号から第4号に該当する者のうち給付を受けようとする用具と同一種目の用具の給付の対象となるものは除く。)

2 前項に規定する市町村民税所得割の額を算定する場合に、対象者等が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割の額を算定するものとする。

(給付の用具の種目等)

第3条 前条第1項第1号から第4号に掲げる者に係る給付の用具の種目、条件等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前条第1項第5号に掲げる者に係る給付の用具の種目、条件等は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 前条第1項第6号に掲げる者に係る給付の用具の種目、条件等は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 前条第1項第5号及び第6号いずれにも該当する者において、同一種目の用具の給付を受けることはできないものとする。

5 この要綱による用具の給付は、別表第1から別表第3に掲げる種目につき1回とする。ただし、別表第1から別表第3に掲げる耐用年数を経過したとき又は市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 相模原市障害児者日常生活用具給付申請書(第1号様式)

(2) 用具の見積書及びカタログの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、用具の給付の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行った結果、用具の給付を決定したときは日常生活用具給付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、用具の給付をしない決定をしたときは、日常生活用具給付却下決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、用具の給付の決定を行ったときは、市と本事業の実施にあたり協定を締結している用具の納入業者(以下「業者」という。)に当該決定に係る日常生活用具給付券(第4号様式。以下「給付券」という。)を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、当該用具の価格と別表第1から別表第3に掲げる上限額のいずれか低い額(以下「給付決定額」という。)の100分の10に相当する額(以下「自己負担額」という。)を業者に支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯又は市町村民税若しくは所得税が非課税である世帯に属する者については、この限りではない。

(用具の納品及び受領)

第7条 第5条第4項に規定する給付券を受けた業者は、給付決定者と調整し、速やかに用具を納品するものとする。

2 給付決定者又は給付決定者に代わって用具を受領する者は、前項に規定する納品があったときは、業者に決定通知書を提示の上、給付券にその氏名及び受領年月日を記入するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 業者は、用具の納品後、請求書に給付券を添えて、給付決定額から第6条に規定する自己負担額を減じた額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第9条 給付決定者は、当該用具の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第10条 市長は、虚偽その他の不正な手段により用具の給付を受けた場合及び前条の規定に反した者があるときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は用具を返還させることができる。

(調査又は報告)

第11条 市長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、給付決定者又は業者に対して、給付の状況を調査又は報告を徴することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(地方税法等の改正に伴う経過措置)

2 第2条及び第7条の規定の適用については、当分の間、第2条中「市町村民税所得割額(4月から6月の給付等については、前年度)が」とあるのは「市町村民税所得割額(4月から6月の給付等については、前年度)が、所得控除に係る扶養親族及び特定扶養親族については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法の規定を適用するものとし」と、第7条中「市町村民税若しくは所得税が」とあるのは「市町村民税若しくは所得税が、所得控除に係る扶養親族及び特定扶養親族については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法の規定を適用するものとし、所得税法(昭和40年法律第33号)(扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法によるものとする。)の規定を適用するものとし」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱第2条及び第7条の規定は、平成24年7月1日以後の給付等について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3項の規定は、平成30年度分の市町村民税所得割額の算定から適用し、平成29年度分以前の市町村民税所得割額の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

No	種目	給付条件	対象年齢	性能等	耐用年数	上限額	備考
1	特殊寝台	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害者	18歳以上	使用者の頭部、脚部等の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	本体 195,000 サイドレール 13,000	
2	特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者		じょくそうの防止又は失禁等	8	19,600	3との併給不可
3	エアーマットレス	(1) 障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者 (2) 最重度又は重度の知的障害児者	3歳以上	による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5	84,300	2との併給不可
4	特殊尿器	障害等級が下肢又は体幹の1級である身体障害児者であって常時介護が必要なもの	6歳以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護をする者が容易に使用し得るもの	5	67,000	
5	入浴担架・入浴補助器	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者であって入浴に当たり他人の介助を要するもの	3歳以上	当該障害者を担架等に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	283,500	
6	体位変換器	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者であ	6歳以上	介助者が当該障害者の体位を変換させるのに	5	15,000	

		って下着交換等に当たり他人の介助を要するもの		容易に使用し得るもの			
7	移動用リフト	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者	3歳以上	当該障害者が移動するに当たり容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	159,000	
8	訓練いす	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児	3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5	33,100	
9	訓練用ベッド	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児	6歳以上 18歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8	159,200	
10	浴槽（湯沸かし器含む）	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	手すりが附属され当該障害者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準ずるもので安全性について配慮された湯沸かし器	8	91,000	
11	入浴補助用具	下肢又は体幹に係る身体障害児者であって入浴に当たり他人の介助を要するもの	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、当該障害者又は介助者が	8	90,000	



				容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。			
12	便器	障害等級が下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	当該障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	24,900	
13	頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹に係る身体障害児者 (2) 最重度又は重度の知的障害児者でてんかん等の発作により頻繁に転倒するもの又は自傷行為を行うもの (3) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級又は2級である精神障害児者	—	転倒等の衝撃から頭部を保護できるもの	3	15,200	
14	T字状・棒状つえ	下肢又は体幹等に係る身体障害児者で歩行が困難と認められるもの	—	一本つえで、障害者が容易に使用し得るもの	3	4,200	
15	移動・移乗	平衡機能、下肢又は		おおむね次の	8	60,000	

	支 援 用 具 (手すり、ス ロープ等)	体幹に係る身体障害児 者	3歳 以上	<p>ような性能を有する手すり、スロープ等</p> <p>(1) 障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたもので必要な強度と安全性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>			
16	特殊便座	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 障害等級が上肢の1級又は2級である身体障害児者</p> <p>(2) 最重度又は重度の知的障害児者</p>	—	<p>温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。</p>	8	64,000	
17	火災警報機	<p>次の各号のいずれかに該当する者(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)</p> <p>(1) 障害等級が1級又は2級である身</p>	—	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外に知らせ得るもの</p>	8	15,500	

		<p>体障害児者</p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級又は2級である精神障害児者</p> <p>(3) 最重度又は重度の知的障害児者</p>					
18	自動消火器	<p>次の各号のいずれかに該当する者(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)</p> <p>(1) 障害等級が1級又は2級である身体障害児者</p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級又は2級である精神障害児者</p> <p>(3) 最重度又は重度の知的障害児者</p>	—	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700	
19	電磁調理器	<p>次の各号のいずれかに該当する者(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)</p> <p>(1) 障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害者</p> <p>(2) 最重度又は重度の知的障害者</p>	18歳以上	内部のコイルを利用して金属を加熱し、その熱によって調理できるもので、障害者が容易に使用し得るもの。	6	18,000	

		(3) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級又は2級である精神障害者					
20	歩行時間延長信号機用小型送信機	障害等級が視覚、下肢又は体幹の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	電波を利用して符号を送り、歩行者の前方の信号機が青色である時間を延長することができるもの	8	10,500	
21	聴覚障害者用屋内信号装置	障害等級が聴覚の2級である身体障害者(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で必要と認められる世帯に限る。)	18歳以上	音、声音等を、光や振動で伝達する機能を有するもの	8	87,400	
22	透析液加温器	じん臓機能障害の身体障害児者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析を行う者	—	透析液を加熱し一定温度に保つもので、障害者が容易に使用し得るもの	5	51,500	
23	ネブライザー	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 障害等級が呼吸器機能障害の1級又は3級である身体障害児者 (2) 第1号に該当する者と同程度の障害があり市長が必	6歳以上	噴霧した薬剤を経口吸入するもので、障害者が容易に使用し得るもの	5	36,000	両用器の上限額は72,450円

		要と認める身体障害児者					
24	電動式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 障害等級が呼吸器機能障害の1級又は3級である身体障害児者 (2) 第1号に該当する者と同程度の障害があり市長が必要と認める身体障害児者	6歳以上	唾液やたんを吸引するもので、障害者が容易に使用し得るもの	5	56,400	
25	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害児者	—	酸素ボンベを運ぶもので、障害者が容易に使用し得るもの	10	17,000	
26	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害又は心臓機能障害1級若しくは3級の者であつて、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者	—	動脈血中酸素飽和度を測定するもので、障害者が容易に使用し得るもの	5	40,000	
27	音声式体温計	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	測定結果を音声で知らせるもので、障害者が容易に使用し得るもの	5	9,000	
28	音声式体重計	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	測定結果を音声で知らせるもので、障害者が容易に使用し得る	5	18,000	

				もの			
29	音声式血圧計	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害者	18歳以上	測定結果を音声で知らせるもので、障害者が容易に使用し得るもの	5	15,000	
30	携帯用会話補助装置	音声機能、言語機能又は肢体不自由に係る身体障害児者で発声及び発語に著しい障害を有するもの	6歳以上	携帯式で言葉を発声し、又は文字に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5	125,000	
31	情報・通信支援用具 (上肢障害者用)	障害等級が上肢の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	入力の支援となるパーソナルコンピューター、タブレット型端末又はスマートフォンの周辺機器及び入力支援ソフトで、障害者が容易に使用し得るもの	3	100,000	
32	情報・通信支援用具 (視覚障害者用)	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	パーソナルコンピューター、タブレット型端末又はスマートフォンの周辺機器(画面拡大ツール、音声入力用マイク、スキャナ、プリンター等)及	3	100,000	

				び支援ソフト（音声入力・読み上げソフト、音声インターネットソフト（ゲーム等を除く）等）で、障害者が容易に使用し得るもの			
33	点字ディスプレイ	原則として障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害者	18歳以上	入力又はコンピュータの画面に表示された文字等を点字等により示すことができるもの	6	383,500	
34	点字器	視覚に係る身体障害児者で市長が必要と認めるもの	6歳以上	点字を打つための用具で障害者が容易に使用し得るもの	標準型 7 携帯型 5	標準型 10,400 携帯型 7,200	
35	点字タイプライター	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者で就労（見込みを含む。）し、若しくは就学しているもの	6歳以上	点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの	5	63,100	
36	視覚障害者用ポータブルレコーダ	障害等級が視覚の1級又は2級若しくは3級である身体障害児者	6歳以上	音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、DAISY方式による録音または再生が	6	録音再生型 85,000 再生専用型 48,000	

				可能なもの(録音再生型又は再生専用型どちらか一方を選択)			
37	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	99,800	
38	音声ICタグレコーダ	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	タグに登録した音声内容を専用機により読上げる機能を有するもの	6	59,800	
39	視覚障害者用拡大読書器	視覚に係る身体障害児者で当該装置によって文字を読むことが可能となるもの	6歳以上	被写体を拡大してモニターに映し出せるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6	198,000	40との併給不可
40	音声読書器	障害等級が視覚の1級又は2級である身体障害児者	6歳以上	印刷された活字文書を音声で読みあげることができ、視覚障害者が容易に使用	6	220,500	39との併給不可



				し得るもの			
41	視覚障害者 用時計	障害等級が視覚の1 級又は2級である身体 障害児者	6歳 以上	音声式又は触 読式で障害者が 容易に使用し得 るもの。	6	13,300	
42	聴覚障害者 用通信装置	次の各号のいずれか に該当する者 (1) 聴覚に係る身体 障害児者 (2) 発声・発語に著 しい障害を有する 者であって市長が 必要と認めるもの	6歳 以上	一般の電話に 接続することが でき、音声の代わ りに文字等によ り通信が可能な 機器であり、障害 者が容易に使用 し得るもの	5	テレビ電話 71,000  ファックス 30,000	
43	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚に係る身体障害 児者であって、当該装 置によりテレビの視聴 が可能となるもの	—	字幕及び手話 通訳付きの聴覚 障害者用番組並 びにテレビ番組 に字幕及び手話 通訳の映像を合 成したものを画 面に出力する機 能を有し、かつ、 災害時の聴覚障 害者向け緊急信 号を受信するも ので、聴覚障害者 が容易に使用し 得るもの	6	88,900	
44	人工喉頭	次の各号のいずれか に該当する者 (1) 喉頭を摘出した	—	笛式若しくは 電動式のもの	笛式 4 電動	笛式 5,000 電動	修理は 1年1 回限り

		音声機能に係る身体障害児者  (2) 第1号に該当する者と同程度の障害があり市長が必要と認める身体障害児者			5	72,000 修理 15,000	とする
45	ストーマ用装具(消化管系)	小腸、ぼうこう又は直腸機能に係る身体障害児者であってストーマ造設した者(腎瘻・膀胱瘻を含む)	—	障害者が容易に使用し得るもの	—	1 か月 12,000 2 か月 24,000 3 か月 36,000 4 か月 48,000	
46	ストーマ用装具(尿路系)		—		—	1 か月 15,000 2 か月 30,000 3 か月 45,000 4 か月 60,000	
47	紙おむつ等	高度の排便・排尿機能障害児者で、次の各号のいずれかに該当するもの  (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著	3歳以上	障害者が容易に使用し得るもの	—	1 か月 12,000 2 か月 24,000 3 か月 36,000 4 か月	

		しいびらん、スト ーマの変形のため ストーマ用装具を 装着できない者  (2) 先天性疾患(先天 性鎖肛を除く)に 起因する神経障害 による高度の排 便・排尿機能障害 者  (3) 先天性鎖肛に対 する肛門形成術に 起因する高度の排 便機能障害者  (4) 脳性麻痺等脳原 性運動機能障害に より排尿若しくは 排便の意思表示が 困難な者  (5) 重症心身障害 者				48,000	
48	収尿器(男 子用)	高度の排尿機能障害 者	—	障害者が容易 に使用し得るも の	1	7,700	
49	収尿器(女 子用)					8,500	

備考 この表において「障害等級」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の等級をいう。

別表第2(第3条関係)

No	種 目	給付条件	耐用年数	上限額
1	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	8	本体 195,000 サイドレール 13,000
2	特殊マット	寝たきりの状態にある者	8	19,600
3	特殊尿器	自力で排尿できない者	5	67,000
4	体位変換器	寝たきりの状態にある者	5	15,000
5	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	4	159,000
6	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	8	159,200
7	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	8	90,000
8	便器	常時介助を要する者	8	24,900
9	歩行支援用具	下肢が不自由な者	8	60,000
10	特殊便器	上肢機能に障害のある者	8	64,000
11	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく 困難な難病患者等のみの世帯及び これに準じる世帯	8	28,700
12	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	5	36,000
13	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	5	56,400
14	動脈血中酸素飽和度測 定器(パルスオキシメ ーター)	人工呼吸器を装着している者	5	157,500

別表第3(第3条関係)

No	種目	給付条件	性能等	耐用年数	上限額
1	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	本体 195,000 サイドレール 13,000
2	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600
3	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	5	67,000
4	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	15,000
5	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	8	90,000
6	便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児	8	24,900

			が容易に使用し得るもの		
7	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	12,160
8	歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>	8	60,000
9	特殊便器	上肢機能に障害のある者	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8	64,000
10	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	5	56,400

第1号様式（第4条関係）

相模原市障害児者日常生活用具給付申請書

年 月 日

相 模 原 市 長 あて

申請者 住 所 相模原市  
 電話番号  
 氏 名

相模原市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏 名	性別	申請者との続柄
		生 年 月 日	
	住 所		
障害種別及び等級等 <input type="checkbox"/> 身体障害 級 <input type="checkbox"/> 知的障害〔A1・A2・B1・B2〕 <input type="checkbox"/> 精神障害 級			
手帳番号等	第 号 (手帳交付年月日 )		
	障害部位	障害名	等級 再認定年月
	難病等疾病名		
	<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）医療受給者証 <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証（受給者番号： ）		
	<input type="checkbox"/> 特定疾患認定通知書（有・無） <input type="checkbox"/> 医療診断書（有・無）		
給付を受けたい用具の名称			
備 考	日常生活用具の給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員の所得税額・市町村民税額等収入状況につき、相模原市長が調査すること及び用具に係る費用の一部又は全部を納入業者が市へ請求をすることに同意します。  氏 名		
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏 名		申請者との関係	
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 〒 電話番号 ( )		

年 月 日

様

相模原市長

印

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった日常生活用具について、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号		決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
用具名称			
納入業者	名称	電話	
	住所		
費用	総額 円	本人負担額 円	公費負担額 円
備考	◎ 本人負担額については、直接業者にお支払ください。		



年 月 日

様

相模原市長

印

### 日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

#### 記

#### 却下の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として（相模原市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第5条関係)

殿

日常生活用具給付券			
給付番号		決定年月日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
保護者氏名	対象者との続柄		
用具の名称			
納入業者名 及び住所			
費用	総額	本人負担額	公費負担額
	円	円	円
本人負担額	納入業者 受領年月日	年 月 日	
	納入業者 受領確認印	印	
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
相模原市長			印
業者の納入した日	年 月 日	用具受領者名・印	印
◎市へは公費負担額を請求してください。本人負担額については、直接、本人に請求してください。			